

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 資産の評価益

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(その他これに類する減価償却資産)</p> <p><u>4-1-9 令第 24 条の 2 第 4 項第 5 号(評価益計上資産から除かれる資産の範囲)に規定する「その他これに類する減価償却資産」には、例えば、措置法第 67 条の 5(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)の規定の適用を受けた減価償却資産が該当する。</u></p>	<p><u>(再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の資本金等の額及び借入金等の額)</u></p> <p><u>4-1-9 法人が法第 25 条第 3 項(資産評定による評価益の益金算入)に規定する評定を行っている資産の評価益の額を益金の額に算入するかどうかを判定する場合における令第 24 条の 2 第 4 項第 5 号(評価益計上資産から除かれる資産の範囲)に規定する「資本金等の額」は、法第 25 条第 3 項に規定する再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる事実(以下 4-1-9 において「再生計画認可の決定等の事実」という。)が生じた時の直前の資本金等の額となることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 令第 24 条の 2 第 4 項第 5 号の「借入金その他の債務で利子の支払の基因となるものの額」(以下 4-1-9 において「借入金等の額」という。)は、再生計画認可の決定等の事実が生じた時の直前における借入金等の額となることに留意する。</u></p> <p>(新 設)</p>

二 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>手形交換所等の取引停止処分</u>)</p> <p>11-2-11 ……………</p> <p>……………<u>その延長された期限とする。以下11-2-11において同じ。</u>)</p> <p>……………<u>規則第25条の3第1号</u>……………</p> <p><u>法人の各事業年度終了の日までに支払期日の到来した電子記録債権法第2条第1項(定義)に規定する電子記録債権につき債務者から支払が行われず、当該事業年度分に係る確定申告書の提出期限までに当該債務者について同条第2項に規定する電子債権記録機関(規則第25条の3第2号イ及びロに掲げる要件を満たすものに限る。)による取引停止処分が生じた場合についても、同様とする。</u></p>	<p>(<u>手形交換所の取引停止処分</u>)</p> <p>11-2-11 ……………</p> <p>……………<u>その延長された期限)</u>……………<u>規則第25条の3</u>……………</p> <p>……………</p>

三 青色申告事業年度の欠損金

改 正 後	改 正 前
<p>(最後に支配関係があることとなった日)</p> <p>12-1-5 ……………</p> <p>令第112条第3項第5号、<u>同条第4項第2号及び同条第7項</u>……………</p>	<p>(最後に支配関係があることとなった日)</p> <p>12-1-5 ……………</p> <p>令第112条第3項第5号<u>及び同条第4項第2号</u>……………</p>

四 特定資産に係る譲渡等損失額

改 正 後	改 正 前
<p>(最後に支配関係があることとなった日)</p> <p>12の2-2-5 令第123条の8第1項第2号<u>及び同条第12項</u>……………</p>	<p>(最後に支配関係があることとなった日)</p> <p>12の2-2-5 令第123条の8第1項第2号……………</p>

改 正 後	改 正 前
(事業を移転しない適格分割等) 12 の 2-2-7 <u>令第 123 条の 9 第 9 項</u>	(事業を移転しない適格分割等) 12 の 2-2-7 <u>令第 123 条の 9 第 7 項</u>

五 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益

改 正 後	改 正 前
(最初連結親法人事業年度に離脱した法人の時価評価損益等) 12 の 3-2-3 (注) 1 2 3 4	(最初連結親法人事業年度に離脱した法人の時価評価損益等) 12 の 3-2-3 (注) 1 2 3 4 5 <u>措置法第 65 条の 14 第 11 項(認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)</u>

六 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

改 正 後	改 正 前
(譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算) 12 の 4-2-2	(譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算) 12 の 4-2-2

改 正 後	改 正 前
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
	(5) <u>措置法第 65 条の 14(認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)</u>
(5)	(6)
(6)	(7)
(7)	(8)
(8)	(9)
	(10) <u>措置法第 68 条の 85(認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)</u>

七 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

改 正 後	改 正 前
(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等) 14-3-4	(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等) 14-3-4
.....措置法第 45 条第 2 項、第 47 条、第 47 条の 2 又は第 48 条(特 定地域における工業用機械等の特別償却等)措置法第 47 条、第 47 条の 2 又は第 48 条(サービ ス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却等)

八 収益事業の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(金銭貸付業に該当しない共済貸付け)</p> <p>15-1-15</p> <p>.....<u>措置法第93条第2項</u>.....</p> <p>(労働者派遣業の範囲)</p> <p>15-1-70</p> <p>.....<u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に 関する法律第2条第3号</u>.....</p>	<p>(金銭貸付業に該当しない共済貸付け)</p> <p>15-1-15</p> <p>.....<u>措置法第93条第1項</u>.....</p> <p>(労働者派遣業の範囲)</p> <p>15-1-70</p> <p>.....<u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件 の整備等に関する法律第2条第3号</u>.....</p>